

特 記 仕 様 書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に定めるもののほか、この業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(内 容)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

委託業務の名称：市道幹第94号線交差点測量業務委託

履 行 場 所：狭山市中央1丁目外地内

(業務の目的)

第3条 本業務内容は、市道幹第94号線の警察協議及び交差点改良の実施を見据え、基準点測量、現地測量及び、応用測量業務を行うものである。

(委託業務の内容等)

第4条 本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 基準点測量 一式
- (2) 地形測量 一式
- (3) 応用測量 一式

(打合せ)

第5条 打合せは、着手時、中間2回、成果品納入時の計4回行うものとする。なお、疑義が生じた際は、随時行うものとする。

(資料の貸与)

第6条 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を発注者に申し出ることができる。

- 2 前項の関係資料は、委託業務完了後速やかに返却しなければならない。

(その他)

第7条 業務契約後、速やかに業務着手すること。

- 2 受注者は作業着手前に、作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等及び測量に必要な状況を把握し測量内容の作業計画を立案し、監督員へ報告することとする。測量に際し、沿線住民との立会いを行う際は、監督員と調整の上対応すること。
- 3 沿道等の住民から苦情、意見等があったときは速やかに監督員に報告しなければならない。また、重大な事故が発生した場合は直ちに報告しなければならない。

- 4 基準点測量については、現地の状況等を考慮し、監督員と調整の上、設置すること。
- 5 提出する成果品は報告書（A 4 版） 1 部、電子データ（CD-R） 1 式を提出するものとする。
- 6 この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項について、疑義が生じた場合は必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。
- 7 受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。